

令和8年

第3回3月定例教育委員会議事録

令和8年3月25日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招 集 日 令和8年3月25日
- 開会時間 午前10時30分
- 閉会時間 午前11時34分

2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室

3 会議次第

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の指名

- 令和8年第2回2月定例会議事録の署名委員 山口 典子 委員
- 令和8年第3回3月定例会議事録の署名委員 藤河 久美 委員

(3) 議事

- 第10号議案 小学校・中学校管理職員等の人事について
- 第11号議案 教育委員会事務局職員の人事について
- 第8号議案 大野城市立小中学校修学旅行実施要綱の制定について
(2月定例会より継続審議)
- 第12号議案 大野城市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置
実施計画の策定について
- 第13号議案 大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則
等の一部を改正する規則の制定について
- 第14号議案 大野城市教育委員会共催等に関する要綱の一部を改正する要
綱の制定について
- 第15号議案 令和8年度大野城市教育振興基本計画について
- 第16号議案 大野城市地域クラブ活動事業実施規則の一部を改正する規則
の制定について
- 第17号議案 大野城市地域クラブ活動推進協議会設置要綱の制定について
- 第18号議案 Onojo放課後こども事業ランドセルクラブ実施規則の一
部を改正する規則の制定について
- 第19号議案 大野城市教育委員会公共施設予約システム関係書類の共通様
式を定める規則の制定について

(4) 教育長報告 なし

(5) 報告 なし

(6) その他

①教育長の業務報告（2月～3月）

②教育委員会の主な行事・業務の予定（4月）

(7) 閉会

- | | | |
|---|---------|--|
| 4 | 出席した委員等 | 元主 浩一（教育長） ・ 高野 英機 ・ 山口 典子
藤河 久美 ・ 佐藤 友恵 ・ 關 知子 |
| 5 | 欠席した委員 | なし |
| 6 | 出席した職員 | 教 育 部 長 若山 純哉
教育総務課長 光野 直隆
学校・地域連携課長 松岡 真彦
教育支援課長 山崎 栄子
教育支援課主幹指導主事 山川 周作
スポーツ課長 甲斐 めぐみ
教育総務課係長 川口 司寛
学校・地域連携課担当 福嶋 良太
教育総務課担当 山口 剛侍郎
教育総務課担当 橋本 由美 |
| 7 | 会議の書記 | 教育総務課担当 山口 剛侍郎 |
| 8 | 傍聴者 | 1名 |

午前10時30分 開会

○元主教育長

おはようございます。それでは、ただいまより令和8年3月定例教育委員会を開会いたします。

本日は1名の傍聴の申出がっておりますが、本日の議案のうち、最初の第10号議案及び第11号議案は人事案件ですので、非公開とする予定です。つきましては、第8号議案以降を公開とし、傍聴を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔議事録署名委員の指名〕

○元主教育長

それでは、次第の2、議事録署名委員の指名に入ります。

前回の2月定例会にて山口委員にお願いしておりましたので、ご署名をお願いいたします。

今回の議事録の署名については、藤河委員にお願いいたします。次回の委員会においてご署名をお願いいたします。

○藤河委員

はい。

〔議事〕

○元主教育長

次第3、議事に入ります。

〔第10号議案 小学校・中学校管理職員等の人事について〕

〔第11号議案 教育委員会事務局職員の人事について〕

まず、第10号議案及び第11号議案について、人事案件となりますので、先に審議することとし、また、これを非公開としたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、第10号議案及び第11号議案の審議につきましては非公開とします。議事録作成用の録音を停止し、事務局職員は退席をお願いいたします。

〔録音停止〕

○元主教育長

それでは続けます。

〔第8号議案 大野城市立小中学校修学旅行実施要綱の制定について(2月定例会より継続審議)〕

○元主教育長

第8号議案、こちらは2月定例会より継続審議する議案となっております。大野城市立小中学校修学旅行実施要綱の制定について、松岡学校・地域連携課長、お願いします。

○松岡学校・地域連携課長

それでは、第8号議案、大野城市立小中学校修学旅行実施要綱の制定についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

前回の提案では、各学校長によって費用を決定することができるような意味合いでとれるので、できるだけ各学校で保護者の負担にばらつきがないように、ある程度標準額は校長会で協議を行うといった内容の記載が必要ではないかというご意見をいただきました。

そのことから、2ページの中段にあります第3条の旅行の経費の2行目以降、前回の提案では、保護者の経済的負担及び旅行の教育効果を十分考慮して、校長が定める必要最小限の額とするとしていたものを、その間に、「小学校校長会又は中学校校長会で協議の上」を追記し、小学校は小学校校長会で、中学校は中学校校長会で協議の上、校長が定める旨の見直しを行っております。

説明は以上となります。

○元主教育長

ただいまの説明に関してご質問はありませんか。

では、これより採決に入ります。

第8号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第8号議案について承認すべきものと決めます。

では、続けます。

〔第12号議案 大野城市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について〕

第12号議案、大野城市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、光野教育総務課長、お願いします。

○光野教育総務課長

3ページをお願いいたします。

この議題の名前が少し長いため、以降、「業務量計画」ということで省略をさせていただきます。

本日、別紙の資料、業務量計画についてと記載しているA4縦の資料と、A4横の前回からの修正点を記載した資料と冊子の業務量計画案を準備しておりますので、併せてご覧いただきたいと思えます。

まず初めに、A4縦の業務量計画についての1、計画策定の経緯につきましては、令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、業務量計画を令和8年3月末までに策定することという通知があったことにより、今回策定するものでございます。策定につきましては、総合教育会議や各学校の学校運営協議会へ報告が義務付けられているところでございます。

2番の策定スケジュールにつきましては、昨年の12月に教育委員会事務局内で意見をまとめ、1月に各学校の意見、2月の教育委員会協議会で教育委員の皆様のご意見をお伺いしたところでございます。その意見を踏まえまして、業務量計画を策定し、4月以降にホームページや各学校の学校運営協議会、総合教育会議、そして、6月の福祉教育委員会で報告する予定としております。

また、併せて前回ご質問がありましたPTAのほうにも何らかの形で報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

3の本計画の策定では、文部科学省から指針や計画のひな形が提示されましたので、それを参考に、今回の大野城市の業務量計画を策定しているところでございます。

4の総合教育会議への報告につきましては、先ほどご説明しましたように、策定の報告を行い、その後は業務量計画の進捗状況や目標の達成状況について、毎年度報告をする予定でございまして。

それから、A4横の業務量計画の前回からの修正点を記載した表をご覧いただきたいと思っております。

前回の教育委員会協議会で伺ったご意見を基に修正を行った後、さらに2点の修正を行っておりますので、報告をさせていただきます。

表の上、ナンバー1になります。これにつきましては、冊子も並行してご覧いただきたいと思っておりますが、冊子の3ページの2、計画の目標の(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標につきまして、当初は教職員の年次休暇取得日数を平均で、小学校は17日、中学校は13日と記載しておりましたが、この日数につきましては、現状と同じ日数で設定していたということと併せて、福岡県の業務量計画案が先日示され、その県の案では18日とする予定ということを確認したため、それに合わせて、小中学校合わせて年次休暇の取得日数を18日以上と修正をさせていただいております。

それから、表の下、2番目につきましては、冊子の6ページの⑧、部活動についてですが、当初は、原案の一番下の三つ目の黒ポツのところに、1日の活動時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、短時間で効率的・効果的な活動を行いますと記載しておりましたが、これから時制の見直しに係る検討委員会を立ち上げて、学校の時制や部活動の時間の見直しの検討を行っていく予定のため、具体的にはここで部活動の時間等は定めずに、検討委員会の中で時間の見直しや削減を図っていくこととするため、今回は三つ目のポツの時間を省いた計画に修正させていただきたいと考えております。

以上の修正を踏まえて最終案を作成しておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○元主教育長

業務量計画の説明ですが、ご質問はございませんか。山口委員どうぞ。

○山口委員

先生たちの働き方改革ということで、現在も市の職員さんたちも毎日遅くまでご苦労さまです。

この資料、前回配布されておりましたが、質問が幾つかありますので、再度ご質問させていただきます。

先生たちの休憩時間ですが、学校の中で休憩時間というのは設けてないというようなお答えをいただいたことがあります。12ページとか1ページに休憩時間という文言がありますが、ここで言う休憩時間というのは、何を指して休憩時間というように表現されているのですか。

○元主教育長

何ページですか。

○山口委員

まず1ページの※のところの「時間外在校等時間とは、休憩時間を除いた」というところと、12ページの二つ目のポツの4行目、「休憩時間の確保」と書いてありますが、先生方は休憩時間というような時間は設けてないと以前お伺いしたことがあったような気がします。ここで言う休憩時間の確保というのはどういうところを指してあるのかなと思ひまして。

○元主教育長

分かりました。光野教育総務課長。

○光野教育総務課長

基本的に各学校で休憩時間を定めております。児童生徒や保護者対応により、休憩時間に休憩が取れなかった場合などは、授業の合間などに休憩はとっていますが、そういった教職員が確実に休憩できる時間を確保できるよう、今後時制を見直していく中で検討していきたいと考えているところでございます。

○元主教育長

いいですか。

○山口委員

ほかにも別の質問いいですか。

○元主教育長

どうぞ。山口委員。

○山口委員

児童生徒が補導された場合の対応で、今後、学校は対応を行わないということですが、今はどういう流れで、例えば警察からの連絡に対し、学校または保護者、もしくはその両方が対応していたということから変わるのかをお伺いしたいのですが。

○元主教育長

光野教育総務課長。

○光野教育総務課長

児童生徒が補導された際に警察が連絡する対象は原則として保護者ですが、保護者と連絡がつかない場合に学校へ直接連絡するケースがあります。その場合でも、学校へ連絡することは原則避けていただきたいと考えています。保護者に連絡がつかない場合は教育委員会に連絡していただき、学校の先生に直接連絡することは、緊急の場合のみと考えています。地域住民に対しては、例えば子どもたちが夜間に遊んでいる状況を見かけた場合に、学校へ直接電話をするのではなく、警察や教育委員会へ連絡するようお願いする旨を周知していく予定です。

○山口委員

分かりました。地域とかの理解を得るところにつながるわけですね。理解できました。

○元主教育長

どうぞ、ほかありますか。

○山口委員

続けていいですか。

○元主教育長

どうぞ。山口委員。

○山口委員

今回、働き方改革で、見守り活動も地域にお願いする業務というように整理されているのもあるので、再度確認です。見守り活動のリーダー的な方が、各小学校にいらっしゃると思いますが、そういう方を学校運営協議会に入れていただきたいと思っております。学校長が任命するということなので、もちろんここでは決められないですが、学校長にそういう意見が出ていたということ伝えていただきたいと思っております。

そうでないと、別の会議が新しくつくられたりするかもしれないので、学校運営協議会は各地区のいろいろな方がいらっしゃるので、その場で共有するほうが見守り活動についても情報が行き渡るのではないかなと思っておりますので、再度お願いします。

○元主教育長

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

学校運営協議会の委員の選任については、各学校長のほうに今言われたご意見があったということは伝えておりますので、その上での選任にはなってきます。

○山口委員

ありがとうございます。

それともう1点です。皆さんご覧になられたと思うのですが、表題が1、2、3、4、5とあって、それがブルーの枠になっていますが、例えば7ページの表と9ページの表もブルーの枠でちょっと混乱しました。

○元主教育長

7ページの枠と9ページの枠は色を変えたほうがいいということですね。

○山口委員

つくり方のくせとかあると思いますが、表題と概要表が共通しているものと見えてしまったので。

○元主教育長

光野教育総務課長。

○光野教育総務課長

ご指摘のとおり、7ページ、9ページ、11ページにある概要表の色を変えさせていただきます。

○山口委員

ちょっと変えてもらったら混乱しないかなと思います。

○元主教育長

分かりやすいようにお願いします。混乱しないようにということです。

どうぞ。佐藤委員。

○佐藤委員

先ほどの削除する項目で、平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、短時間で効率的、効果的な活動を行いますという文言は、検討委員会のほうでもそういった書類が出来上がるということですか。部活などは効率的にやるという意味でこの文章がとてもいいと思ったので、そういったものは、今度、4月から全校スタートではなくて、8月からになるのでしょうか。それまでにそういった書類を出していただくという認識で間違いないでしょうか。

○元主教育長

光野教育総務課長。

○光野教育総務課長

前回までは部活動の活動時間に関する具体的な時間を定義していましたが、学校の先生も構成員に含む時制に係る検討委員会を設置し、部活動の活動時間を含めて多様なアイデアを出していただきながら進めたいと考えていることから、最初から厳密に活動時間を定義するのではなく、柔軟な検討が可能となるようにするため、変更を行いました。

最終的には、教職員が基本的に退庁時間までに部活動指導を終了できないかと考えているところであり、時制の見直しを柔軟に検討したいと考えております。

○元主教育長
どうぞ。佐藤委員。

○佐藤委員
まとまってスタートするのは8月からということですか。

○元主教育長
松岡学校・地域連携課長。

○松岡学校・地域連携課長
8月からと言われているのは、休日部活動の地域展開のことを言われてあると思います。今年度まで3校実施しており、来年度、平野中、御陵中で実施します。8月下旬ぐらいに地域展開を始めたいということで今進めているところです。

○元主教育長
引き続き地域展開が始まるということですね。

○佐藤委員
ありがとうございます。

○元主教育長
若山部長どうぞ。

○若山教育部長
補足します。説明にもありましたが、休日の部活動が8月下旬から5校とも地域展開ということですが、平日の部活動はこれまでどおりの形で継続します。現在も平日および休日の部活動ともに2～3時間の枠内で実施することとしており、長時間活動している状況ではありません。
以上です。

○元主教育長
よろしいですか。

○佐藤委員
承知しました。

○元主教育長
藤河委員どうぞ。

○藤河委員
部活動のことでお尋ねです。中体連とかあったりして、他校と試合があるときには、活動が休日になると思いますが、現状どのように対応しているのでしょうか。現在も休日に他校と練習試合を行っているのでしょうか。

○元主教育長
松岡学校・地域連携課長。

○松岡学校・地域連携課長
まず、中体連や新人戦についてですが、それは地域クラブ活動ではなく、部活動として休日にも参加していただいております。

ただ、先ほど委員が言われた休日の他校との練習試合については地域クラブ活動として、行われております。

○元主教育長
藤河委員どうぞ。

○藤河委員
ということは、クラブ担当の先生ではなくて、地域の方が責任を持って送迎をしているということですか。

○元主教育長

松岡学校・地域連携課長。

○松岡学校・地域連携課長

現在、指導者は、3校で100名ほどおられます。6割ぐらいは教員の方が兼職兼業で休日の部活動の指導を担っていただいています、4割が地域の方に参加していただいています。他校に行く場合は、必ず指導者が引率して、練習試合という形で対応しておりますので、平日の顧問の先生が休日、指導者として引率する場合もあれば、地域クラブによっては外部指導者だけで引率することもございます。

以上です。

○元主教育長

藤河委員どうぞ。

○藤河委員

ケース・バイ・ケースということですね。ということは、平日の指導者と休日の指導者との連携というのは、コーディネーターの方が調整しているということでしょうか。

○元主教育長

松岡学校・地域連携課長。

○松岡学校・地域連携課長

各学校に2名ずつ学校コーディネーターを配置しておりますので、指導の方針とか、そういったものが同じ方向を向いて指導ができるような形で取り組んでいる状況です。

○藤河委員

もし生徒同士のトラブルとかあったときは、主となって指導される方というのは、休日の場合は休日の指導者ということになりますか。

○元主教育長

松岡学校・地域連携課長。

○松岡学校・地域連携課長

休日につきましては地域クラブ活動として行っています。地域クラブ活動には主任指導者を配置していますので、その指導者もしくは学校コーディネーターも一緒になって、必要に応じて学校とも協議を行いながら対応している状況でございます。

○元主教育長

学校コーディネーターが学校側の窓口で、主任指導者がクラブの責任者ということですね。

○松岡学校・地域連携課長

主任指導者は、現在の部活動顧問と同様の役割を担っております。また、補助指導者が別に1名配置されています。保護者対応については、主任指導者または学校コーディネーターが対応を行い、必要に応じて教育委員会事務局に所属する統括コーディネーターも関与します。学校とも協議しながら解決できるような形で取り組んでいるところです。

○元主教育長

藤河委員どうぞ。

○藤河委員

試しでやってみて、学校コーディネーター等が中心となり、いろいろなところで解決していくので、今までトラブルや問題があったということは特にはなかったということですか。

○元主教育長

松岡学校・地域連携課長。

○松岡学校・地域連携課長

活動していると多少案件が出てきますが、その都度保護者や学校とも協議しながら解決に向けて取り組んでいるところです。

○元主教育長

ご心配のことなどほかに何かありますか。藤河委員。

○藤河委員

指導者同士の様々な調整がすごく難しいとありますが。

○元主教育長

昔はそれでもめていましたからね。

○藤河委員

難しいのではないかと思ったもので。

○元主教育長

分かります。お互いを尊重しながら調整していきます。

○藤河委員

お疲れさまです。

○元主教育長

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、これより採決に入ります。

第12号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第12号議案について承認すべきものと決めます。

〔第13号議案 大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則等の一部を改正する規則の制定について〕

では、第13号議案、大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、光野教育総務課長、お願いします。

○光野教育総務課長

それでは、4ページをお願いいたします。

先ほどの第12号議案に関連いたします。業務量計画の策定に合わせまして、関連する三つの規則を改正する規則を制定するものでございます。

一つ目は、5ページになりますが、大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正するもので、下のほうに改正の新旧対照表がございますので、ご覧いただきたいと思っております。第2条の事務局の組織で、「課等」の表記を「課」に統一するものでございます。これは教育部には現在、何々課という部署しかありませんので、文言を修正するものでございます。

また、第3条の分掌事務につきましては、教育総務課の業務に新たに、(15)として「業務量管理・健康確保措置実施計画に関すること」を追加するものです。以降の号につきましては、(15)の追加による番号の繰り下げでございます。

続きまして、二つ目です。6ページの中段から、大野城市立小中学校管理規則の一部改正で、新旧対照表のように、第20条、学校評価の第2項に、学校評価に当たっては、「業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない」という文言を追加するものです。

また、7ページになりますが、第23条の職員等につきまして、第2項に、「主務教諭、栄養教諭を置くことができる」を追加いたします。これは今回の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律において、新たに主務教諭が配置できることとなっているため、文言を追加するものです。栄養教諭につきましては以前より配置しておりましたので、今回併せて追加をすることになります。

続きまして、7ページの下、三つ目です。大野城市学校運営協議会規則の一部改正で、新旧対照表のように、第10条、基本方針の承認の第3号に、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営の基本的な方針に、「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を追加するものでございます。

これらにつきましては、業務量計画の策定に合わせて、学校の運営方針や学校評価について、それを織り込んで学校運営協議会などに報告を行うよう改正するものでございます。

説明は以上となります。

○元主教育長

ただいまの説明にご質問はございませんか。藤河委員どうぞ。

○藤河委員

今、主幹教諭、指導教諭がありますが、主幹教諭が主幹教諭としての仕事ができずに担任をしている状況もあります。主務教諭は主幹教諭と指導教諭の間のような役割を担うということになりますか。

○元主教育長

光野教育総務課長。

○光野教育総務課長

主幹教諭と指導教諭の下位に主務教諭を置くことができる法律が施行されましたが、実際その配置は今回ございません。主幹教諭というのは校長や教頭の補佐的な業務をされ、指導教諭は若手の先生の指導などを行うものであり、新設となった主務教諭というのは、経験豊かな先生が現場の実践リーダーとして若手の育成を行うという、指導教諭より下位の役職と認識しています。今回の規則の改正により置くことができることとしましたが、実際に主務教諭の配置は、今のところありません。

○藤河委員

一応法律に基づいて主務教諭の配置ができますよという立場で改正しているということですね。

○光野教育総務課長

そのとおりです。

○藤河委員

分かりました。

○元主教育長

その他ございませんか。よろしいですか。

これより採決に入ります。

第13号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第13号議案について承認すべきものと決めます。

[第14号議案 大野城市教育委員会共催等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について]

それでは、次、第14号議案、大野城市教育委員会共催等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、光野教育総務課長、お願いします。

○光野教育総務課長

8ページをお願いいたします。

現在、教育委員会が行う共催や後援については、市長部局の共催等に関する要綱とほぼ同じ内容になっており、その判断を行っているところでございます。

共催等を行う事業の定義を今まで定めていませんでしたので、市長部局の見直しと併せて改正するものでございます。

9ページの改正の新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、第2条第1項第1号で、事業の定義がないため、追加をしております。事業として、「講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会、研究会、その他の集会または催物をいう」という定義を新たに追加させていただいております。

その下の様式につきましては、押印する様式が残っているため、併せて押印の表示を改正後のように削除するものでございます。

10ページまで続きますが、10ページの下段に附則の表がついております。こちらにつきましては、大野城市教育委員会要綱で定める申請書等の押印等の特例に関する要綱の一部の改正ということで、令和3年度に一括して教育委員会のこういった様式の押印を実務上廃止しております。今回ここに載せているものを含め、例規に押印の記載があるものは基本的に実務上廃止をしていますが、まだ例規上残っているものは、各例規を改正するときに併せて、今回のように押印欄を削除しているところでございます。

今回、共催等の見直しで様式の押印部分を削除するよう改正しますので、押印の特例要綱の改正後につきましては、共催等の要綱に関する内容を表上から削除するという形になります。また、教育委員会要綱につきましては、大野城市ことばの教室設置要綱が残っておりますが、ことばの教室設置要綱の改正時に合わせて押印の様式を改正するというものをここに記載しているものでございます。

ご説明は以上でございます。

○元主教育長

ただいまの説明についてご質問はありませんか。山口委員どうぞ。

○山口委員

今回、教育委員会の共催と大野城市の共催と同じ足並みで改正後の文言を入れるようになったということですね。これ、入れたことで何かが変わることは基本的にないということですか。

○元主教育長

どうぞ、光野教育総務課長。

○光野教育総務課長

どんな事業が対象になるかというのを載せていなかったのもので、いろいろ問合せがございました。例えばチラシだけを配布したいので後援してほしいというのは要綱の趣旨に合わないで、お断りをするなどの事例がありました。この要綱で定義する事業というのはこういうものですよというものを追加するものでございます。今まで後援等を許可していたものは引き続き許可することができると思いますが、曖昧なものにつきましては、事務局で判断していきます。

○山口委員

後援を出せないような申請が今まで出ていたということですね。分かりました。

○元主教育長

ほかにございませんか。

それでは、採決に入ります。

第14号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第14号議案について承認すべきものと決めます。
では、続けます。

〔第15号議案 令和8年度大野城市教育振興基本計画について〕

第15号議案、令和8年度大野城市教育振興基本計画について、川口係長、説明をお願いします。

○川口教育総務課係長

資料11ページ、12ページ、そして添付の冊子をご覧ください。

令和8年度大野城市教育振興基本計画について、目的としては、毎年策定しておりますが、大野城市教育施策大綱に示された基本理念や基本方針に沿った取組を本市における教育振興に関する基本的な計画として定めたものでございます。

本計画につきましては、教育委員会各課において令和8年度の取組をまとめ、原案を作成し、教育委員会事務局内部で意見募集を行っております。その後、教育委員の皆様のご意見等を踏まえ、2月の教育委員会協議会にて協議を行い、必要な修正と調整を行っております。

なお、2月の教育委員会協議会以降、令和7年度の実績のみ表示していたものについて、実績値が確定したものにつきましては、その値を記載するという修正を行っております。

次に、スケジュールをご覧ください。今後のスケジュールにつきまして、今回の議案で可決いただきましたら、ホームページに掲載し、広く市民に公開する予定になっております。また、6月議会にて、福祉教育委員会で市議会に報告をする予定になっております。

説明は以上です。

○元主教育長

ご質問はございませんか。よろしいですか。

では、これより採決に入ります。

第15号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第15号議案について承認すべきものと決めます。

[第16号議案 大野城市地域クラブ活動事業実施規則の一部を改正する規則の制定について]

[第17号議案 大野城市地域クラブ活動推進協議会設置要綱の制定について]

続いて、第16号議案及び第17号議案について、関連がありますので、一括して説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、第16号議案、大野城市地域クラブ活動事業実施規則の一部を改正する規則の制定についてと、第17号議案、大野城市地域クラブ活動推進協議会設置要綱の制定について、松岡学校・地域連携課長、お願いします。

○松岡学校・地域連携課長

それでは初めに、第16号議案、大野城市地域クラブ活動事業実施規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

資料の13ページをお願いいたします。

地域クラブ活動事業につきましては、これまで教育委員会が地域クラブ活動実行委員会に委託をし、業務の一部をスポーツ協会に再委託をして事業を実施してきました。

しかしながら、教育委員会が実行委員会に委託しているものの、実行委員会の事務局を学校・地域連携課の職員が担っており、業務の線引きが不明確なこと、また、仮に実行委員会に責任が生じるような事故等が生じた際に、実行委員会会長は中学校校長会から選出された学校長が担っており、学校長に責任を負わせることができないことなどの課題が生じております。

このことから、令和8年度から事業運営を実行委員会への委託から教育委員会の直営に見直すことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、第17号議案、大野城市地域クラブ活動推進協議会設置要綱の制定についてご説明いたします。

資料は15ページをお願いいたします。

先ほどご説明しましたとおり、令和8年度から運営体制を直営とすることから、これまでご意見をいただいている実行委員会は新たに大野城市地域クラブ活動推進協議会に改編しまして、これまでどおりご意見をいただきたいと考えております。

なお、この協議会の構成員につきましては、16ページ、中段の第3条に記載していますが、

これまでの実行委員会に参加していただいている方々と、来年、平野中学校と御陵中学校でも地域クラブ活動を開始いたしますが、学校の教員への説明会を行う中で、部活動指導を行っている教員につきましては、現在、代表校からの1名の参加となっておりますが、各学校から参加させてほしいとの要望がありましたので、第3条第1項第7号において、従来の実行委員会会則においては、大野城市立中学校としていたものを大野城市立各中学校教員に見直し、委員の総数も12人以内から16人以内に見直しを行っております。

説明は以上となります。

○元主教育長

説明についてご質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、これより採決に入ります。

第16号議案及び第17号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第16号議案及び第17号議案について承認すべきものと決めます。

〔第18号議案 Onojo放課後こども事業ランドセルクラブ実施規則の一部を改正する規則の制定について〕

続いて、第18号議案、Onojo放課後こども事業ランドセルクラブ実施規則の一部を改正する規則の制定について、松岡課長、お願いします。

○松岡学校・地域連携課長

第18号議案、Onojo放課後こども事業ランドセルクラブ実施規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

資料の18ページをご覧ください。

改正の理由は4点ございます。1点目は、大野城市放課後総合学習事業ランドセルクラブは、令和4年度からOnojo放課後こども事業ランドセルクラブに統合されたことから、所要の改正を行うもの。2点目は、保育料の減免規定が実際の運用に沿っていないことから、所要の改正を行うもの。3点目は、補食代の規定に月途中の利用・中止に伴う記載がないことから、改正を行うもの。4点目は、調査の規定が利用者の申出があった場合のみに限定されている

ことから、教育委員会が能動的に調査できるよう、所要の改正を行うものです。

19ページをご覧ください。

第6条第2項第4号は、事業統合に伴い要綱の改正を行っておりますので、改正を行うものです。

第8条第6項は、就学援助は原則、1日付で決定するものの、現行の例規では決定した日の翌日から減免が適用されますが、実際の運用では、4月1日からランドセルクラブを利用する児童に対して4月1日付で就学援助が決定された場合、5月からではなく、4月から減免を適用しておりますので、実際の運用に合わせて改正を行うものです。

また、同条第9項は、補食の規定が月額料金のみとなっておりますが、月途中の利用や退所時は日割り計算による料金を頂いておりますので、実際の運用に合わせて改正を行うものです。

20ページ、第12条第1項第1号から第3号は、文言の適正化を図るため改正を行うものです。

第13条第1項は、利用者からの入所または追加、変更の申請があった場合のみ、利用の要件を満たしているか調査できる旨の規定ですが、利用者の中には、4月以降で離職している場合や育児休暇を取得している場合など、ランドセルクラブの支援員から報告を受けることがあります。そのため、ランドセルクラブの利用要件を満たしているか疑義が生じた場合、市が能動的に調査をすることができるように改正を行うものです。

説明は以上となります。

○元主教育長

ご質問ございませんか。山口委員どうぞ。

○山口委員

幾つかあるので、一つずつよろしいでしょうか。

○元主教育長

山口委員どうぞ。

○山口委員

今ご説明いただいた第13条の説明ですけれども、支援員さんのほうからの連絡で発覚と

というようなことがあったということですが、それが理由でこのような内容を入れるようになったということかの確認をお願いします。

○元主教育長

松岡学校・地域連携課長、どうぞ。

○松岡学校・地域連携課長

市のほうで保護者が育児休業取得中であるかどうかや離職しているかどうかということは分かりませんが、保護者の方がお迎えに来られたときなどに、これまでは仕事をしていたから迎えに来られなかった方が迎えに来たりとか、赤ちゃんを連れていたりとか、そういったところがありましたら、支援員のほうから報告をいただいております。それについて、現在の規定では調査ができませんので、きちんと調査を行うことができるような規定にするため改正を行うものです。

○山口委員

そのような情報が入ったときに動くということですね。

○松岡学校・地域連携課長

そのとおりです。

○山口委員

承知いたしました。

それと、引き続きよろしいでしょうか。

○元主教育長

山口委員どうぞ。

○山口委員

今回、申請書という形で3ページありますが、ウェブ申請と書面での申請、どちらが多いのでしょうか。大体でいいですが、割合が分かれば教えてください。

○元主教育長

松岡学校・地域連携課長。

○松岡学校・地域連携課長

現在、ウェブ申請で申請及び変更が可能ですので、ほぼ100%がウェブ申請になっています。どうしてもウェブを使えないという方につきましては書面で行っていますが、ほぼ100%に近い状況です。

○山口委員

22ページの追加・変更申請書という書面で、分かりづらい箇所がありました。追加申請内容でR登録の申請をチェックするところがありますが、R登録の追加ってどういう場合なのかなど思ったのですが。

○元主教育長

福嶋学校・地域連携課主査。

○福嶋学校・地域連携課主査

今、山口委員が言われたのは、恐らく変更のほうで現在の登録内容、申請書の一番下のところをおっしゃられているのかなと思います。

○山口委員

真ん中の追加申請内容の3点目「学校がある平日のうち週3日間」、これ、R登録のことですよね。

○福嶋学校・地域連携課主査

そうですね。これは、土曜日だけお申込みをされている方もいらっしゃいますので、そういった場合に、R登録は、いわゆる利用要件がない登録になりますので、土曜日のほかに平日の週3日を追加したいという場合に適用されます。

○山口委員

土曜日のみというのがあったのですね。すみません、それが分からなかったの。承知いた

しました。

それと、引き続きよろしいでしょうか。

○元主教育長

山口委員どうぞ。

○山口委員

令和8年度からランドセルクラブの委託業者さんも人材バンクの活用ができるということなことを伺いました。これは人づてに聞いたので、正式な情報として確認したいのですが、各委託業者さんが、例えば人材バンク登録とかを見て人を探すということが今後出てくるのかなと思ったので。

○元主教育長

福嶋学校・地域連携課主査。

○福嶋学校・地域連携課主査

体制につきましては、人材バンク登録の情報提供は市のほうから行いますが、それと、いわゆる運営委託事業者が実施をしたい体験活動の中でマッチングできる講師の方がいらっしゃったら利用するという流れになっておりますので、あくまで人材バンクありきで講師を探すということには行わない予定です。

以上です。

○山口委員

では、実際、人材バンク登録のデータを外部の方が見られるようなことはないということですか。

○元主教育長

福嶋学校・地域連携課主査。

○福嶋学校・地域連携課主査

人材バンク登録データをそのままお渡しするわけではなくて、こういう体験活動をしたいと

きに活用できる人材はいないかというところで情報提供していくという流れになっております。

○山口委員

それはやっぱり間に入って情報提供をしていくということですか。流れとして。

○福嶋学校・地域連携課主査

そうです。

○山口委員

コーディネーターさんとかが行うのですか。

○福嶋学校・地域連携課主査

いえ、市のほうで行います。

○山口委員

分かりました。ちょっと心配してあったのが、そうやってデータを外部の方が見るという体制ができるのはどうなのかなと不安がっていた方がいらっしゃったので、その確認と思って質問させていただいたのですが、それはないということが分かりました。

○元主教育長

福嶋学校・地域連携課主査。

○福嶋学校・地域連携課主査

個人情報保護の観点から登録内容をそのまま委託事業者には提供しないように考えています。

○山口委員

分かりました。

○元主教育長

よろしいですか。

○山口委員

大丈夫です。

○元主教育長

その他ございますか。

それでは、これより採決に入ります。

第18号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第18号議案について承認すべきものと決めます。

〔第19号議案 大野城市教育委員会公共施設予約システム関係書類の共通様式を定める規則の制定について〕

続きまして、第19号議案、大野城市教育委員会公共施設予約システム関係書類の共通様式を定める規則の制定について、甲斐課長、お願いします。

○甲斐スポーツ課長

本件につきましては当日お配りさせていただいております資料となりますので、そちらをご覧ください。

1枚目の概要のほうをお願いいたします。

規則の制定につきましては、現行の公共施設予約システムを使用しております①から⑥の施設につきまして、令和8年4月2日から新しい公共施設予約システムを稼働することとなり、その開始に当たりまして、各所管課がそれぞれ定めておりました規則において使用する様式を全庁的に統一する必要があるがございますので、教育委員会所管分につきまして新たに規則を制定するものでございます。

なお、こちらの表の④から⑥につきましては市長部局でございますので、市長部局のほうで別途規則を制定することとしております。

規定の内容につきましては、資料の2ページ以降に、本規則の第2条において、共通様式の第1号から第4号を規定するものとしております。

そして、附則におきまして、これまでそれぞれの規則において掲げておりました様式を新たに整理するものとして、改正前後の表をつけております。

施行の期日につきましては、令和8年4月2日から施行としております。
説明は以上です。

○元主教育長

ご質問はございませんか。よろしいですか。

これより採決に入ります。

第19号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第19号議案について承認すべきものと決めます。

〔教育長報告〕

○元主教育長

次第の4、教育長報告。

今回は報告すべき事項はありません。

〔報告〕

○元主教育長

次第の5、報告。

今回は報告すべき事項はありません。

〔その他〕

(1)教育長の業務報告(2月～3月)

(2)教育委員会の主な行事・業務の予定(4月)

○元主教育長

これをもちまして3月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時34分 閉会